

八尾市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市がめざす将来都市像と、その実現に向けたまちづくりの目標を掲げ、目標の達成に向けた取組方向とその推進方策を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本構想を実現するために必要な施策のめざす暮らしの姿と、その実現に向けた基本的な方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)第1条の規定により設置された八尾市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(市議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市議会の議決を経なければならない。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。